

平成25年3月11日

株 主 各 位

京都府宮津市字須津471番地の1
金 下 建 設 株 式 会 社
取締役社長 金 下 昌 司

第62回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。 敬 具

記

1. 日 時 平成25年3月26日（火曜日）午後1時
 2. 場 所 京都府宮津市字須津471番地の1 当社講堂
 3. 目的事項
- 報 告 事 項**
1. 第62期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第62期（平成24年1月1日から平成24年12月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件
- 第2号議案** 取締役7名選任の件
- 第3号議案** 監査役1名選任の件
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案** 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
（各議案の概要は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」38頁から43頁までに記載のとおりであります。）

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kaneshita.co.jp/>）において、修正事項を掲載させていただきます。

[添付書類]

事業報告

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要を背景に、景気の一部に持ち直しの動きもみられましたが、欧州経済の停滞や近隣諸国との関係が悪化したこと等により、輸出は低迷し、デフレが長期化する等、依然として先行き不透明な状況で推移しました。

建設業界におきましては、復興関連事業が発注される等、一部に堅調な動きもみられましたが、建設投資全体では、依然として低水準であり、熾烈な受注競争が継続する等、引き続き厳しい状況となりました。

このような状況のもとで、当連結会計年度の当社グループの売上高は133億1千9百万円（前期比2.6%増）となりました。利益面につきましては、営業損失は4億9千2百万円（前期は営業損失3億4千2百万円）、経常損失は2億7千8百万円（前期は経常損失1億5千4百万円）となりました。また、特別損失に厚生年金基金脱退拠出金を計上したこと等により、当期純損失は7億9千7百万円（前期は当期純損失2億7千8百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

(建設事業)

受注工事高は積極的に営業活動を行った結果、民間工事が増加し、172億6千4百万円（前期比62.9%増）となりました。

完成工事高は130億7千1百万円（前期比2.7%増）となりましたが、利益面につきましては、工事採算の悪化等により売上総利益は4億1千2百万円（前期比33.3%減）となりました。

当期の主な受注工事及び完成工事は次のとおりであります。

主な受注工事

㈱関西HUホールディングス	(仮称) 新三国アルゴ新築工事
公益財団法人丹後中央病院	公益財団法人 丹後中央病院 第IV期増築計画
㈱アサヒディード	(仮称) 株式会社アサヒディード イル・サローネ藤井寺店新築工事
㈱金原商事	(仮称) K I N G 千本店新築工事
京都府	国道178号 地方道路交付金工事（(仮称) 蒲入トンネル）

主な完成工事

㈱金原商事	(仮称) K I N G 千本店新築工事
社会福祉法人五十鈴会	(仮称) 五十鈴北陵の里新築工事
㈱関西ケーブズデンキ	(仮称) ケーブズデンキ京都八幡店新築工事
朝陽物産(株)	(仮称) 水口温浴施設新築工事
京都市公営企業管理者 上下水道局	蹴上浄水場1・2号ちんでん池築造（土木その1）及び粉末活性炭接触池築造工事

(製造・販売事業等)

主にアスファルト合材の販売で、売上高は2億4千8百万円（前期比4.2%減）、売上総利益は5千5百万円（前期比7.4%減）となりました。

事業別の受注工事高、売上高の状況は次のとおりであります。

受注工事高・売上高

(単位：百万円)

区 分		受 注 工 事 高			売 上 高		
		前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率	前連結会計年度	当連結会計年度	増減(△)率
建設事業	土 木 工 事	5,677	5,042	△ 11.2%	6,112	4,377	△28.4%
	建 築 工 事	4,920	12,222	148.4	6,616	8,694	31.4
	計	10,597	17,264	62.9	12,727	13,071	2.7
製造・販売事業等		—	—	—	259	248	△ 4.2
合 計		10,597	17,264	62.9	12,986	13,319	2.6

②設備投資の状況等

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第59期 (平成21年度)	第60期 (平成22年度)	第61期 (平成23年度)	第62期 (平成24年度)
受 注 工 事 高	13,231	11,345	10,597	17,264
売 上 高	10,658	16,660	12,986	13,319
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△)	264	271	△ 278	△ 797
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	15円01銭	15円88銭	△17円01銭	△50円77銭
総 資 産	28,283	26,171	22,160	22,831
純 資 産	20,660	20,430	19,690	18,624
1株当たり純資産額	1,180円70銭	1,198円49銭	1,199円84銭	1,175円95銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
司建設株式会社	40百万円	29.0%	建設事業
株式会社和田組	90百万円	0.0%	建設事業
株式会社KALS	10百万円	100.0%	LOHAS(ロハス)関連事業

(注) 司建設株式会社、株式会社和田組につきましては出資比率は100分の50以下であります。実質的に支配しているため子会社としたものであります。

(4) 対処すべき課題

建設業界は、復興需要、インフラ整備等により若干の改善が見込まれるものの、建設投資全体としては大幅な回復は期待できず、引き続き厳しい状況が続くものと思われま。

このような厳しい環境の中、当社グループでは、業績改善に向け、全役職員が今まで以上に強い危機感を持ち、組織、業務の徹底した効率化を図ってまいります。

建設事業におきましては、従来の営業エリアを問わず、顧客の様々

なニーズに対応できるよう、情報収集に努め、保有する経営資源を有効に活用した提案力の向上を図ることにより競争力の強化を図ってまいります。

また、積算力の強化と営業、積算、設計及び施工が一体となった営業活動により、不採算工事の排除に努め、現場への管理体制を強化することで、収益の確保に全力を尽くしてまいります。

今後も、安心して安全な生活空間を提供するために、安全管理と環境への配慮を徹底し、また、地域社会をはじめ全てのステークホルダーから信頼され、必要とされる企業であり続けるために、コンプライアンスの推進と企業の社会的責任を果たすための活動に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成24年12月31日現在）

事業区分	事業内容
建設事業	土木、建築工事の施工に関する事業
製造・販売事業等	アスファルト製品等の製造販売、産業廃棄物の中間処理（リサイクル）及びその他建設資材の販売、LOHAS（ロハス）関連事業

(6) 主要な営業所 (平成24年12月31日現在)

金下建設株式会社	本社	京都府宮津市
	支店	京都(京都市)、大阪(大阪市)、兵庫(豊岡市)
司建設株式会社	本社	京都府宮津市
株式会社和田組	本社	京都府宮津市
株式会社KALS	本社	京都府宮津市

(7) 使用人の状況 (平成24年12月31日現在)

使用人数 (前連結会計年度末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
201名 (5名減)	45.4才	17.7年

(注) 使用人数は就業員数であります。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成24年12月31日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| ①発行可能株式総数 | 40,000,000株 |
| ②発行済株式の総数 | 19,033,300株 |
| ③株主数 | 2,349名 |
| ④大株主(上位10名) | |

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
上原成商事株式会社	993	6.37
株式会社みずほ銀行	768	4.92
株式会社京都銀行	768	4.92
株式会社りそな銀行	767	4.91
金下昌司	740	4.74
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社	581	3.72
金下建設従業員持株会	569	3.65
金下欣司	565	3.62
京都北都信用金庫	288	1.85
株式会社三菱東京UFJ銀行	277	1.78

(注) 持株比率は自己株式(3,424,840株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

①取締役及び監査役の状況（平成24年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	金 下 欣 司	
代表取締役社長	金 下 昌 司	
専 務 取 締 役	橋 本 堅 吾	建築担当 株式会社KALS代表取締役
常 務 取 締 役	平 岡 雅 紀	営業担当
取 締 役	萩 原 優	土木部長
取 締 役	田 中 彰 寿	弁護士法人田中彰寿法律事務所代表社員
常 勤 監 査 役	三 田 昭 彦	
監 査 役	矢 野 速 巳	ヤノ株式会社取締役
監 査 役	松 宮 繁 雄	松宮税務会計事務所所長

- (注) 1. 取締役の田中彰寿氏は、社外取締役であります。
2. 監査役の矢野速巳氏及び松宮繁雄氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、監査役の矢野速巳氏を大阪証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役の三田昭彦氏及び松宮繁雄氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役三田昭彦氏は、長年当社の経理業務に従事しておりました。
 - ・監査役松宮繁雄氏は、税理士の資格を有しております。

②取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	161,510千円 (3,130千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	12,330千円 (1,850千円)
合 計 (うち社外役員)	9名 (3名)	173,840千円 (4,980千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の第56回定時株主総会において年額20,000千円以内と決議いただいております。
4. 上記の報酬等の額には、以下のものが含まれております。
- 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額17,240千円(取締役6名に対し16,310千円(うち社外取締役1名に対し130千円)、監査役3名に対し930千円(うち社外監査役2名に対し50千円))。

③社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- 取締役田中彰寿氏は、弁護士法人田中彰寿法律事務所の代表社員であります。当社は、弁護士法人田中彰寿法律事務所と顧問弁護士契約を締結しております。
- 監査役矢野速己氏は、ヤノ株式会社の取締役であります。なお、当社は、ヤノ株式会社との間に特別な関係はありません。
- 監査役松宮繁雄氏は、松宮税務会計事務所の所長であります。なお、当社は、松宮税務会計事務所との間に特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役 田中彰寿	当事業年度開催の取締役会16回のうち15回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。
監査役 矢野速巳	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回の全てに出席し、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役 松宮繁雄	当事業年度開催の取締役会16回の全てに出席し、また、当事業年度開催の監査役会5回の全てに出席し、必要に応じ、主に税理士としての専門的見地と豊富な経験に基づき発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(4) 会計監査人の状況

①会計監査人の名称

監査法人グラヴィタス

②当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等

19百万円

ロ. 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

19百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③非監査業務の内容

該当事項はありません。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業が存立していくためにはコンプライアンスの徹底は必然のことと認識し、全ての取締役・使用人は、社会の構成員として求められる高い倫理観に基づき誠実に行動し、社会や地域から信頼される企業市民として経営体制の確立に努めております。

- ・当社は、社訓（健康・親切・恩義）をモットーに、品質・環境、安全衛生及び個人情報保護方針を制定し、社長がその精神を、当社及びグループ会社の全ての取締役・使用人に対して、継続的に伝達することにより、法令及び企業倫理の遵守を徹底します。
- ・定期的を実施する内部監査を通じて、業務における遵法状況を監査し、社長へ報告します。
- ・コンプライアンス規程を制定し、役職員が法令、定款、社内規則及び企業倫理を遵守した行動を取るための行動規範としています。
- ・当社は、反社会的勢力・団体による不当な要求に対しては毅然とした対応をとることを基本理念としており、基本理念の明文化、外部専門機関との連携及び研修の実施により、反社会的勢力・団体との関係を遮断する体制を整備しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社は、取締役の職務執行に係る電磁的記録を含む文書等の情報を、法令、社内諸規程に基づき、適切に保存及び管理します。
- ・当社は情報セキュリティシステムを導入し、社会の要求事項に準拠した情報の管理を行っており、取締役及び監査役が必要な情報を常時、取得できる体制を構築しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、コンプライアンス、安全、環境、品質、財務及び情報セキュリティ等に係るリスクについて、社内諸規程の制定及び、それぞれの担当部門による教育を実施するとともに、事前に適切な対応策を準備する予防処置により、リスクを最小限にすべく組織的な対応を行います。
 - ・定期的に内部監査を実施し、監査結果等から、リスクの洗出しとリスクの対応策の見直しを行い、継続的改善に取り組みます。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・当社は、取締役及び使用人が共有する全社的な目標を設定し、効率的にその目標を達成するため、各部門の具体的な目標を定めています。
 - ・定例の取締役会を原則月1回開催し、取締役会による業績（目標達成度）のレビューを行い、継続的改善に取り組みます。
 - ・ITを活用して全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築します。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・グループ会社の所轄業務について、その自主性を尊重しつつ、人材面、資金面、情報面（IT）における統制環境を整備して統括管理しており、当社及びグループ会社全体として、基本方針の理念に準拠した業務の適正を確保するための体制を整備します。
 - ・当社の社訓及びコンプライアンス規程を、グループ会社にも適用し、グループ全体でコンプライアンスを徹底します。
 - ・定例のグループ会社代表者参加型の会議を原則月1回開催するとともに、イントラネットの整備により、当社及びグループ会社間での、情報の共有化を図っています。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・ 当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人は置いておりませんが、監査役が求めた場合は、取締役会が速やかに協議し、必要と判断した場合に、使用人を配置します。
 - ・ 監査役の職務を補助すべき使用人を配置したならば、その補助使用人の人事異動等の人事権に関する事項につき監査役に事前の同意を得るものとし、取締役からの独立性を確保します。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・ 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて当社及びグループ会社の業務執行状況を報告する体制とします。
 - ・ 取締役は、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役へ報告する体制とします。
 - ・ 当社は、監査役が、それぞれの関連部門と緊密な連携を保ち、監査が実効的に行われることを確保するための体制の整備を図ります。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法及び関連法令に基づき、財務報告に係る内部統制システムを整備するとともに、そのシステムが適切に機能することを継続的に評価し、不備等があれば必要な是正処置を行います。

(注) 本事業報告は、次により記載しております。

1. 記載金額は、表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は、表示単位未満を切捨てております。
3. 比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,634	流動負債	3,618
現金預金	8,725	支払手形・工事未払金等	2,689
受取手形・完成工事未収入金等	4,456	未払法人税等	11
有価証券	649	未成工事受入金	473
未成工事支出金等	639	完成工事補償引当金	15
繰延税金資産	25	工事損失引当金	14
その他	178	その他	416
貸倒引当金	△ 38	固定負債	589
固定資産	8,197	役員退職慰労引当金	465
有形固定資産	2,152	繰延税金負債	108
建物・構築物	505	その他	16
機械装置・運搬具	59	負債合計	4,207
土地	1,582	純資産の部	
その他	5	株主資本	17,833
無形固定資産	89	資本金	1,000
ソフトウェア	81	資本剰余金	2,121
その他	8	利益剰余金	15,874
投資その他の資産	5,956	自己株式	△ 1,161
投資有価証券	5,755	その他の包括利益累計額	522
長期貸付金	51	その他有価証券評価差額金	522
その他	474	少数株主持分	269
貸倒引当金	△ 324	純資産合計	18,624
資産合計	22,831	負債・純資産合計	22,831

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		13,319
売上原価		12,852
売上総利益		467
販売費及び一般管理費		959
営業損失		492
営業外収益		
受取利息配当金	112	
為替差益	29	
雑収入	76	218
営業外費用		
支払利息	1	
雑支出	4	4
経常損失		278
特別利益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2	
負ののれん発生益	32	36
特別損失		
減損損失	41	
投資有価証券評価損	19	
厚生年金基金脱退拠出金	506	
その他	2	568
税金等調整前当期純損失		810
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	△ 1	8
少数株主損益調整前当期純損失		818
少数株主損失		△ 21
当期純損失		797

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成24年1月1日残高	1,000	2,121	16,945	△ 993	19,073
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 274		△ 274
当期純損失			△ 797		△ 797
自己株式の取得				△ 169	△ 169
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	△ 1,071	△ 169	△ 1,240
平成24年12月31日残高	1,000	2,121	15,874	△1,161	17,833

	その他の包括利益累計額	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
平成24年1月1日残高	287	330	19,690
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 274
当期純損失			△ 797
自己株式の取得			△ 169
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	235	△ 61	174
連結会計年度中の変動額合計	235	△ 61	△ 1,066
平成24年12月31日残高	522	269	18,624

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の状況

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	司建設(株)、(株)和田組、(株)K A L S

②非連結子会社の状況

非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
-----------	--

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社3社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況

持分法適用会社はありません。

②持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社の名称	橋立生コンクリート工業(株)、(株)ソーゴージケン、 P F I 舞鶴常団地(株)
----------------------	--

持分法を適用していない関連会社の名称

(株)金下工務店、サンキ工業(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(ロ) たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。

材 料 貯 蔵 品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

販 売 用 不 動 産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

(イ) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を適用しております。

(ロ) 無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

③重要な引当金の計上基準

(イ) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ロ) 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。

(ハ) 工事損失引当金

当連結会計年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。

(ニ) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

④重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

⑤のれん及び負ののれんの償却に関する事項

5年間の均等償却を行っております。

⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

(6) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 現金預金 200百万円

上記の資産は、従業員預り金137百万円の担保に供しております。

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,088百万円

- (3) 連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。

なお、当連結会計年度の末日は金融機関が休業日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形 1百万円

- (4) たな卸資産及び工事損失引当金の表示

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は47百万円であります。

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 14百万円

(2) 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金額 (百万円)
遊 休 資 産	建 物	京 都 府 宮 津 市	41

当社グループの資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、収益性を見込むことが困難な資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は固定資産税評価額による正味売却価額により測定しております。

(3) 厚生年金基金脱退に伴う特別損失

厚生年金基金脱退拠出金506百万円は、将来的に当社グループの財務面へ及ぼすリスクを解消するため京都府建設業厚生年金基金から脱退したことによるものであります。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式	19,033,300	—	—	19,033,300

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末の株式数(株)
普通株式(注)	2,898,061	526,779	—	3,424,840

(注) 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加525,000株及び単元未満株式の買取りによる増加1,779株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成24年3月27日開催の第61回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 274百万円
- ・1株当たり配当額 17円
- ・基準日 平成23年12月31日
- ・効力発生日 平成24年3月28日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成25年3月26日開催予定の第62回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	265百万円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	17円
・基準日	平成24年12月31日
・効力発生日	平成25年3月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資に必要な資金及び運転資金をすべて自己資金でまかなっております。余資は、主に流動性の高い預金等で運用し、長期運用は主に安全性の高い債券等で運用する方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式のほか、満期保有目的の債券を所有しており、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません
(注) 2. 参照)。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預金	8,725	8,725	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	4,456	4,456	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
① 満期保有目的の債券	3,849	3,869	20
② その他有価証券	2,314	2,314	—
(4) 長期貸付金	51		
貸倒引当金(※)	△ 5		
	46	47	1
資 産 計	19,390	19,411	20
支払手形・工事未払金等	2,689	2,689	—
負 債 計	2,689	2,689	—

(※) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金預金、(2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。また、譲渡性預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、信用リスクを考慮して、その将来キャッシュ・フローを適切な利率で割引いた現在価値により算定しております。

負 債

支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額（百万円）
非 上 場 株 式	27
投資事業有限責任組合出資金	213

非上場株式及び投資事業有限責任組合への出資金は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

6. 賃貸等不動産に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,175円95銭
② 1株当たり当期純損失	50円77銭

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成24年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,175	流動負債	3,535
現金預金	8,428	支払手形	1,052
受取手形	55	工事未払金	1,618
完成工事未収入金	4,303	未払金	109
兼業事業未収入金	22	未払費用	122
有価証券	649	未払法人税等	11
未成工事支出金	527	未成工事受入金	426
材料貯蔵品	40	預り金	31
繰延税金資産	25	完成工事補償引当金	14
未収入金	38	工事損失引当金	14
その他	125	その他	137
貸倒引当金	△ 37	固定負債	589
固定資産	8,158	役員退職慰労引当金	465
有形固定資産	2,106	繰延税金負債	108
建築物	461	その他	16
構築物	42	負債合計	4,124
機械装置	43	純資産の部	
車輛運搬具	14	株主資本	17,687
工具器具・備品	3	資本金	1,000
土地	1,543	資本剰余金	2,121
建設仮勘定	0	資本準備金	2,121
無形固定資産	87	利益剰余金	15,728
ソフトウェア	80	利益準備金	250
その他	7	その他利益剰余金	15,478
投資その他の資産	5,965	別途積立金	16,200
投資有価証券	5,732	繰越利益剰余金	△ 722
関係会社株式	32	自己株式	△ 1,161
出資金	42	評価・換算差額等	522
長期貸付金	116	その他有価証券評価差額金	522
保険積立金	77	純資産合計	18,209
その他	354	負債・純資産合計	22,333
貸倒引当金	△ 388		
資産合計	22,333		

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(平成24年 1月 1日から
平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		
完成工事高	12,722	
兼業事業売上高	251	12,973
売 上 原 価		
完成工事原価	12,358	
兼業事業売上原価	197	12,556
売 上 総 利 益		
完成工事総利益	364	
兼業事業総利益	54	418
販売費及び一般管理費		921
営業損失		503
営業外収益		
受取利息配当金	114	
為替差益	29	
雑収入	74	217
営業外費用		
支払利息	1	
雑支出	3	4
経常損失		290
特 別 利 益		
固定資産売却益	2	
投資有価証券売却益	2	4
特 別 損 失		
減損損失	41	
投資有価証券評価損	19	
厚生年金基金脱退拠出金	464	
その他	2	525
税引前当期純損失		812
法人税、住民税及び事業税	9	
法人税等調整額	△ 1	8
当 期 純 損 失		819

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成24年1月1日から)
(平成24年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
平成24年1月1日残高	1,000	2,121	2,121	250	16,200	372	16,822
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当						△ 274	△ 274
当 期 純 損 失						△ 819	△ 819
自 己 株 式 の 取 得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△ 1,094	△ 1,094
平成24年12月31日残高	1,000	2,121	2,121	250	16,200	△ 722	15,728

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成24年1月1日残高	△ 993	18,950	287	287	19,236
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△ 274			△ 274
当 期 純 損 失		△ 819			△ 819
自 己 株 式 の 取 得	△ 169	△ 169			△ 169
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			235	235	235
事業年度中の変動額合計	△ 169	△ 1,262	235	235	△ 1,027
平成24年12月31日残高	△ 1,161	17,687	522	522	18,209

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法（定額法）によっております。
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券

時価のあるもの 事業年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。
なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

② たな卸資産

未成工事支出金 個別法による原価法によっております。
材料貯蔵品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。
販売用不動産 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準を適用しております。

② 無形固定資産

定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、過去の補償実績を基礎に将来の見積補償額を計上しております。
- ③ 工事損失引当金 当事業年度末手持工事のうち、重要な損失の発生が見込まれるものについて、将来の損失に備えるため、その損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、当事業年度より平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、この変更による損益への影響は軽微であります。

(7) 追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産 現金預金 200百万円
 上記の資産は、従業員預り金137百万円の担保に供しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,018百万円
- (3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。
- | | |
|--------|--------|
| 短期金銭債権 | 25百万円 |
| 長期金銭債権 | 108百万円 |
| 短期金銭債務 | 26百万円 |
- (4) 事業年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
- なお、当事業年度の末日は金融機関が休業日であったため、次の事業年度末日満期手形が事業年度末残高に含まれております。
- | | |
|------|------|
| 受取手形 | 1百万円 |
|------|------|
- (5) たな卸資産及び工事損失引当金の表示
 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は47百万円であります。

3. 損益計算書に関する注記

- (1) 関係会社との取引高
- | | |
|--------------|--------|
| ① 売上高 | 103百万円 |
| ② 仕入高 | 218百万円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 18百万円 |
- (2) 売上原価に含まれている工事損失引当金繰入額 14百万円
- (3) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所	金 額（百万円）
遊 休 資 産	建 物	京 都 府 宮 津 市	41

当社の資産グルーピングは、事業用資産においては建設事業及び製造・販売事業等により、賃貸資産及び遊休資産においては個別に減損損失を判定しております。その結果、収益性を見込むことが困難な資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、当該資産の回収可能価額は固定資産税評価額による正味売却価額により測定しております。

- (4) 厚生年金基金脱退に伴う特別損失
 厚生年金基金脱退拠出金464百万円は、将来的に当社の財務面へ及ぼすリスクを解消するため京都府建設業厚生年金基金から脱退したことによるものであります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式(注)	2,898,061	526,779	—	3,424,840

(注) 自己株式の数の増加は取締役会決議による自己株式の取得による増加525,000株及び単元未満株式の買取りによる増加1,779株であります。

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

投資有価証券評価損	150百万円
貸倒引当金	152百万円
減損損失	141百万円
工事損失引当金	5百万円
役員退職慰労引当金	165百万円
繰越欠損金	284百万円
その他	34百万円
繰延税金資産小計	931百万円
評価性引当額	△819百万円
繰延税金資産合計	112百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△195百万円
繰延税金負債合計	△195百万円
繰延税金資産(負債)の純額	△83百万円

6. 1株当たり情報に関する注記

① 1株当たり純資産額	1,166円62銭
② 1株当たり当期純損失	52円19銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年2月26日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 業務執行社員 公認会計士 木田 稔 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、金下建設株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、金下建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成25年2月26日

金下建設株式会社

取締役会 御中

監査法人 グラヴィタス

指定社員 業務執行社員 公認会計士 木田 稔 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 圓岡 徳樹 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、金下建設株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

当監査役会は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人グラヴィタスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年2月28日

金下建設株式会社 監査役会

常勤監査役 三 田 昭 彦 ㊟

社外監査役 矢 野 速 已 ㊟

社外監査役 松 宮 繁 雄 ㊟

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

金下建設株式会社
取締役社長 金下昌司

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、今後の事業展開に必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への安定した配当の継続を基本といたしております。

当期の期末配当につきましては、当期純損失となりましたが、別途積立金を一部取り崩すこととさせていただき、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 1,500,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金 1,500,000,000円

2. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17円 総額 265,343,820円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成25年3月27日

第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制強化のため1名を増員し、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
かねしたきんじ 金下欣司 (昭和12年8月12日生)	昭和33年1月 当社入社 昭和34年2月 当社取締役 昭和43年2月 当社取締役副社長 昭和52年3月 当社代表取締役社長 平成18年3月 当社代表取締役会長（現任）	565,666株
かねしたしょうじ 金下昌司 (昭和39年3月31日生)	平成元年4月 当社入社 平成2年3月 当社取締役 平成3年3月 当社専務取締役 平成15年3月 当社取締役副社長品質・環境・安全マネジメント担当 平成16年3月 当社取締役副社長経営・企画担当 平成18年3月 当社代表取締役社長（現任）	740,557株
ひらおかまさのり 平岡雅紀 (昭和24年6月15日生)	昭和53年11月 当社入社 平成10年4月 当社営業部長 平成17年3月 当社取締役営業本部長 平成23年3月 当社常務取締役営業担当（現任）	6,000株
はぎわらまさる 萩原優 (昭和25年2月23日生)	昭和47年3月 当社入社 平成18年3月 当社参事土木部長 平成21年4月 当社執行役員土木部長 平成23年3月 当社取締役土木部長（現任）	15,000株

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
たなかあきとし 田中彰寿 (昭和25年3月26日生)	昭和50年4月 弁護士登録 昭和54年9月 田中法律事務所(現弁護士法人田中彰寿法律事務所)設立 代表社員(現任) 平成17年4月 平成17年度京都弁護士会会長 日本弁護士連合会常務理事 平成18年3月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 弁護士法人田中彰寿法律事務所 代表社員	—
※かわとたかひろ 川戸孝啓 (昭和29年7月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年2月 当社土木部工務部長 平成19年2月 当社土木部工務部長 平成22年11月 当社京都支店副支店長 平成23年4月 当社執行役員京都支店長(現任)	—
※おぎのまさひこ 荻野正彦 (昭和31年3月24日生)	昭和51年4月 当社入社 平成21年9月 当社経営企画部長 平成22年4月 当社経営企画部長兼品質管理部長 平成23年4月 当社執行役員経営企画部長兼安全環境部長兼品質管理部長(現任)	—

- (注) 1. ※印は、新任の取締役候補者であります。
2. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 田中彰寿氏は社外取締役候補者であります。
4. 田中彰寿氏を社外取締役として選任をお願いする理由は、弁護士としての専門知識及び経験を当社の経営に反映していただくことや、社外の客観的視点からの経営監督により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
5. 田中彰寿氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって7年となります。
6. 当社と田中彰寿氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役松宮繁雄氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
まつみやしげお 松宮繁雄 (昭和11年4月12日生)	平成6年9月 税理士登録 松宮税務会計事務所設立 所長(現任) 平成17年3月 当社監査役(現任) (重要な兼職の状況) 松宮税務会計事務所 所長	1,000株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松宮繁雄氏は社外監査役候補者であります。
3. 松宮繁雄氏を社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 松宮繁雄氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の日をもって8年となります。
5. 当社と松宮繁雄氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
- なお、同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間の当該契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
うえはらまさお 上原正夫 (昭和22年3月23日生)	平成18年8月 税理士登録 上原正夫税理士事務所設立 所長(現任) (重要な兼職の状況) 上原正夫税理士事務所 所長	2,000株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上原正夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 上原正夫氏を補欠の社外監査役として選任をお願いする理由は、税理士としての専門知識及び経験等を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断したためであります。
4. 上原正夫氏が、監査役に就任する場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます橋本堅吾氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一願いたく存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
橋 本 堅 吾	平成5年3月 当社取締役 平成13年3月 当社常務取締役 平成17年3月 当社専務取締役（現任）

以 上